



# 鳥取県土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準の一部改正 について（通知）

技術基準の種類：技術管理  
通知日：平成4年2月28日

発管第 号  
平成4年2月28日

部内各課長殿  
各土木事務所長殿  
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

鳥取県土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準の一部改正について（通知）

平成元年9月22日付発管第111号で通知したこのことについて下記のとおり一部改正したので、平成4年4月1日以降起工決裁する工事及びゼロ国債・ゼロ県債工事から適用してください。

## 記

改正項目	内 容	添付資料
鳥取県土木工事共通仕様書	当初請負金額が、1,000万円未満の小規模工事についての取扱いを定めた。	別紙1
土木工事施工管理基準	工程管理・出来形管理・品質管理の管理基準等を見直した。	別紙2
小規模工事における施工計画書の取扱い	小規模工事の対象工事並びにこの場合における施工計画書・土木工事施工管理基準の取扱いを定めた。	別紙3
材料取扱い取扱い	出来形で確認できるものについて、材料伝票を検査資料として提出を求めないことを定めた。	別紙4
材料の見本又は貨物の提出の取扱い	日本工業規格(JIS)表示許可を受けた材料及びその他の材料を使用する場合の取扱いを定めた。	別紙5